

一般社団法人群馬県技術士会設立趣意書

- 本法人は、国や群馬県、市町村役場等の群馬県内自治体、商工会議所、銀行、信用金庫や民間企業からの委託事業、補助事業、依頼事業を法人として受託するために設立する。
- 国や群馬県からの委託事業や補助事業の公募に応募するためには、法人資格有する事となっているため、本法人を設立して、これらの事業を受託する。
- 民間企業からの依頼事業に対し専門家の斡旋・紹介に加え、一部門の技術士個人だけで、受託し、実施するには複雑で、多岐分野に渡る場合に、法人として受託し、複数、他部門の技術士や、他の専門家とチームを組んで、受託した事業の問題解決に当たる。
- 一般社団法人群馬県技術士会は、公益社団法人日本技術士会群馬県支部にとって代わるものではなく、群馬県支部と連携して、支部の形態では実施出来ない事業を受託・実施し、補完する。
- 本法人は、県内在住者をベースとするが、県外の技術士、さらに本法人の設立に賛同する他の専門家、自治体や民会企業等の団体も会員資格を有する。
- 支部正会員は、名称独占のPE（プロフェSSIONAL エンジニア）であるが、本法人の会員は、開業技術士CE（コンサルタントエンジニア）、及びCEを目指す技術士である。本法人はCEやスペシャリストが会員の中心となり、CEやCEを目指す技術士の研修・養成機関の機能を有し、CEやスペシャリストへの専門家派遣等の業務紹介・支援、橋渡しの受け皿となる。
- 本法人は、国や群馬県、地方自治体や民間企業からの委託事業や補助事業を単に受託し、実施するのではなく、積極的に事業を提案（事業計画の策定等）し、事業の中に入り込み、実行し、検証する。そして問題解決に必要な、調査や研究開発・試作も自ら実施する組織（法人）とする。
- 群馬県支部と（一社）群馬県技術士会の関係は、下図に示すように、相互に連携、補完する組織で、共存するものである。

